

平成 21 年 5 月
市川市臨時教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成21年5月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年5月13日（水） 午後4時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
- 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第9号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の制定に関する意見聴取について
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
- 1 議案第9号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の制定に関する意見聴取について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
田中 庸恵
- 6 出席職員、職・氏名
- | | | | |
|---------|--------|---------|-------|
| 教育次長 | 伊藤 恵津子 | 教育総務部長 | 原 健二 |
| 学校教育部長 | 山崎 繁 | 生涯学習部長 | 田口 修 |
| 教育総務部次長 | 栗原 久則 | 学校教育部次長 | 古山 弘志 |
| 生涯学習部次長 | 角来 富美枝 | 教育政策課長 | 山田 修一 |
- 7 事務局職員、職・氏名
- | | |
|-------|-----------|
| 教育政策課 | 主幹 山田 浩一 |
| 〃 | 副主幹 谷内 弘美 |
| 〃 | 主任 堀 優子 |

○ 宇田川委員長

ただいまより、平成21年5月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この臨時会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、田中教育長を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第9号 市川市教育委員会委員の定数に関する条例の制定に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

平成21年6月市川市議会定例会に提出する市川市教育委員会の定数に関する条例の制定につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことから、委員の意見を求めるものです。市議会への条例の提案につきましては、地方自治法第149条の規定により、市議会の議決を求める提案は市長がすることとなっておることから、さきにお伝えしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育に関して市議会の議決を経るべき事項につきましては、市長が教育委員会の意見を求めることがとされていることから、教育委員会の意見をいただきました上で議決をお願いするものです。これにつきまして、今までの経過の概要でございますけれども、4月の新体制になりましてから、私ども事務局から教育長に今回のこの件に関しまして説明をさせていただきまして、教育委員会事務局内部で意思を決定させていただきました。それをもちまして市長に教育長から教育委員会事務局の意向ということでお伝えをいただき、ご了解を得ました。教育委員会の意向を市長へ説明、了解を得たということで伝えられましたので、さらに市長のほうで、どういうような形で議会に提案をしていくか市の方針を決めていただく会議を開催していただき、行政経営会議の中で、市の方針として決定をしていただきまして、6月議会に教育委員の定数を6名とする議案の提出をお願いすることになりましたので、本日、教育委員の皆様から意見をいただきまして、その意見を市長に伝えるということでお願いしたいと思います。以上のことですけれども、ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

個人的な意見では、私はずっと教育現場しかやっていないので、とても了見が狭いものですから、ふえることで多岐にわたるご意見をいただけるのはいいとは思います。この5人では不足というわけではないのですが、1人ふ

えると、いろいろ話をしていても、そういう見方もあるのだというようなところで物をとらえることができたことが多いので、基本的には賛成です。

○ 宇田川委員長

定数が5名から6名になる。これは一般的に、よそでもそういうような傾向があるのではないですか。最近、5名から6名にできるような改正があつたように思っているのですが、近隣の市でどういうふうになつてているのか、わかれれば教えてもらえますか。

○ 教育政策課長

まず、法律ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条で、5名の委員をもつて教育委員会を運営するとなつてているわけですけれども、その中でただし書きがございまして、以前は6名という規定だったのですけれども、平成20年4月に施行されて、市では6名以上、ただし、それについては条例で定めなければいけないという規定がございます。近隣市の状況でございますけれども、千葉市は平成13年3月に6名にされて、条例も制定されております。お隣の松戸市が20年3月、19年度の議会で条例を制定されまして、施行日が20年10月1日となっております。船橋、柏、習志野はたまたま委員の改選があったようですが、医師会の中から推薦された方が高校生の保護者であったとか、大学の先生が小学生の保護者であったということで、そのまま5名となっております。近隣市ですと、松戸市と千葉市が6名に変更しています。

○ 吉岡委員

基本的に五十嵐委員と余り変わらないのですけれども、予算を無視すれば、教育委員は多ければ多いほうがいい。8人でも10人でもいいと思います。どうしてかというと、教育に今求めている、期待している人たちも、いろいろな人がいると思うのです。市川市を見ても多様化しているというか、非常にたくさん、いろいろな方がいるので、なるべくそういう方の希望を入れていく必要があると思います。今は教育の専門家は2人で、民間の企業の方、それから保護者、医者ですよね。いろいろな方が教育を自分はこう考える、いろいろと事務局から提案されることをこう思うということになるべく入れるという意味で、今、5人ですけれども、それを6人にするというのは賛成です。

○ 宇田川委員長

私は民間から出ておりまして、私自身としては、教育という世界に入ってきて感じたことは、教育というのは、学校教育だけではなくて生涯教育で、生涯の教育というと非常に幅広いので、これは学校の先生だけでは意見が足りないという感じもします。特にこれからは保護者、家庭に力を入れて、学校だけではない、家庭教育に力を入れていく。今回、中村委員が入られまし

たが、逆に大学の先生だった井関委員がやめられたということで、ちょっと寂しい。もう少しそういう方が入ってこられてもいいのではないかという感じがしています。吉岡委員と五十嵐委員と全く同じような意見であります。教育長は現場で一番携わっていて、なかなかお話ししづらいかもしれませんのが、いかがですか。

○ 田中教育長

私もどちらかといえば委員の皆さんと同じように考えます。私も中学校の教員でしたから、幅が狭いので、できるだけ多くの方から、いわゆる多元的、あるいは多面的にご意見をちょうだいして、なおかつそれを共有できるというのは、よりいい形で子どもに教育を還元することができると思います。そういう意味での教育委員会ですから、少ないよりは多いほうがいいし、いろいろな集めた情報を我々、あるいは教育委員会のメンバー、事務局のメンバーと、よりすり合わせて、いい形を持っていくことが子どもにとっていいのかなと考えています。それともう1つ、私の前任であった井関委員から、前のとき、ちょっと厳しいご指摘をいただいた記憶があるのですけれども、点検と評価に係る部分で、井関委員はそちらの方面での研究者としてずっとやってきて、非常に切り込んだ、我々からしてみれば目からうろこというところも実際にあって、それが、現在作成の途中ですけれども、市川市の教育振興基本計画の中の評価の部分で、井関委員のご意見も反映されている。そういうことから考えても、人選は大学の先生になるかどうかは別問題として、そういう研究をされている方、あるいは大学で広くいろいろな学会に出て情報を持っている方に入っていただいたほうが、非常に幅の広い、また、深みのあるお話し合いができると考えます。

○ 宇田川委員長

今、市川市の教育振興基本計画、5ヵ年計画も策定いたしましたけれども、今回特に変わったのは、私の記憶にあるのは、今までのように家庭・学校・地域と文言が並べてあれば、順序はどうでもいいというわけではなく、これから市川の教育には家庭が大事ではないですかと家庭を真っ先に出しているんですね。そういう中で、今回、家庭の、保護者の代表で中村委員が選ばれて、この4月から入ってこられた。我々からすると、保護者代表でいろいろな意見を言ってくれるという意味では非常に助かるという感じがしております。やはり委員が多ければ多いほどいろいろな意見が出てくるということで、いいのではないかなという気がします。

○ 吉岡委員

今すぐにこの5人以外にどういう人材が一番求められるかという点で田中教育長がおっしゃっていたと思うのですけれども、確かに私も似たような意見を持っています。人材的には教育界のいろいろなことに情報をいろいろ持っている方がこの5人の中にもう1人加わっていただくと非常にいいので

はないかという感じがします。

○ 教育政策課長

今、委員の皆さんからお話をいただいたように、いろいろな意見をお持ちの保護者、市民の方がいらっしゃるわけで、それをどうやって教育のほうに反映させていくのかというのが、今問われているだろうと思います。やはり、いろいろな経験をされている、またいろいろな知識を持っていらっしゃる方々に教育委員として入っていただいて、より中立といいますか、いろいろな意味で平らな教育ができるといいなと思いますので、ぜひご理解いただきたい。多方面で実践をしてくださると思っておりますので、そういう意味でバランスのいい人選をしていただければいいということは、市長部局にもお伝えをしていけるのではないかと思います。きょういただいたご意見をもとにやっていきたいと思っています。予算的なことですけれども、市の財政も必ずしもふんだんにあるわけではありませんので、1名をふやすことに全力を尽くしてまいりたいと思います。

○ 宇田川委員長

これは通ればいつごろということになるのですか。

○ 教育政策課長

6月の議会で定員を6名にすることが可決いただければ、それから人選に入らせていただいて、9月の議会では補正予算をとらせていただこうと思っています。あわせてこれまでに人選をしていただいた方を人事案件として人事から提出して、10月1日から加わっていただければいいと思っております。市のほうはそういう方針で進めると伺っております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。条例案のとおり、教育委員の定数を6人に対するご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。本日の議事は以上です。これをもちまして平成21年5月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午後4時50分閉会)

署名委員

委員長 宇川 達

委員 吉岡 博之

委員 田中廣惠

